

春日部市市民活動総合補償制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に活動の拠点を置く市民団体が、市民活動中に不測の事故により、市民団体の構成員、参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合並びに市民団体の構成員、指導者等及び参加者が、市民活動中に負傷し、死亡し、又は疾病を発症した場合に春日部市市民活動総合補償制度（以下「総合補償制度」という。）をもってこれらを補償することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民団体 自発的若しくは自主的に構成された団体をいう。

(2) 市民活動 次に掲げる活動をいう。

ア 地域社会活動、社会福祉活動、社会教育活動、青少年育成活動、国際交流活動等の社会的活動その他市長が認める活動のうち、継続的、計画的又は臨時的で公益性のある直接的活動（政治、宗教及び営利を目的とする活動を除く。）であって、かつ、無報酬（実費弁償が支払われる場合を含む。）で行うもの

イ 市が行う事業又は活動のうちアに規定する活動に類する活動であって、かつ、市民が無報酬（実費弁償が支払われる場合を含む。）で直接参加するもの

(3) 指導者等 市民団体の指導者又は責任者及びこれらに準ずる者をいう。

(4) 参加者 市民活動に直接参加する者をいう。ただし、来場者、応援者その他市民活動に直接参加しない者は除く。

(補償対象事故)

第3条 総合補償制度の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が契約する損害保険会社（以下「損害保険会社」という。）において定める賠償責任保険普通保険約款、費用利益保険普通保険約款その他特約条項等（以下「約款等」という。）において補償金等の支払いの対象とされていない事故については、この限りでない。

(1) 損害賠償責任事故 市民団体又は指導者等（以下「被保険者」という。）が、登録を受けた市民活動中の過失により、市民団体の構成員、参加者又は第三者（以下「被害者」という。）の生命、身体若しくは財物に損害を与えたことにより、被害者に対し法律上の損害賠償責任を負う事故

(2) 傷害事故 指導者及び参加者（以下「被補償者」という。）が、登録を受けた市民活動中に急激かつ偶然な外来の事故により負傷し、又は死亡した事故（熱中症（熱射病又は日射病をいう。）並びに細菌性食中毒及びウイルス性食中毒（以下「熱中症等」という。）により負傷し、又は死亡した場合を含む。）

(3) 疾病事故 次のいずれかに該当する事故。ただし、急性アルコール中毒、麻薬中毒その他公序良俗に反する行為により発症した場合を除く。

ア 被補償者が急性心疾患（心筋こうそく、急性心不全等をいう。）又は急性脳疾患（くも膜下出血、脳内出血等をいう。）を原因として、市民活動中に死亡し、又は市民活動中に発症し、かつ、病院に搬送され、そのまま退院することなく30日以内に死亡した場合

イ 被補償者がアに規定する疾患及び熱中症等以外の疾患を市民活動中に発症し、発症してから24時間以内に死亡したことが医師の診断により明らかであって、かつ、死亡原因となる疾患名が特定できる場合。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる傷害事故及び疾病事故については、総合補償制度の対象としない。

(1) スポーツ、文化及び芸術活動を目的として構成された市民団体の傷害事故及び疾病事故

(2) 参加者が継続的に行うスポーツ・レクリエーション活動中の傷害事故及び疾病事故

(3) 公民館総合補償制度の適用を受ける傷害事故及び疾病事故

3 総合補償制度の対象となる傷害事故及び疾病事故には、被補償者が当該市民活動のため、その者の住居と市民活動を行うにあたり定められた集合場所との間を通常経路により往復する途上のものを含むものとする。

（保険期間）

第4条 保険期間は、毎年5月1日午後4時に始まり、翌年5月1日午後4時に終わる。

（損害賠償責任事故の補償限度額）

第5条 損害賠償責任事故は、被保険者が被害者に対して与えた損害額が、身体賠償及び財物賠償にあつては1,000円、保管物賠償にあつては5,000円を超える場合を対象とするものとし、その補償限度額は、当該損害賠償金及び損害保険会社が認めた費用につき、別表第1に掲げる額とする。

（傷害事故の補償金額）

第6条 傷害事故の補償金額は、被補償者の被った傷害の区分に応じて、別表第2に掲げる額とする。

(疾病事故の補償金額)

第7条 疾病事故の補償金額は、1人につき50万円とする。

(登録手続等)

第8条 総合補償制度の適用を受けようとする市民団体（市から要請され、市民活動に類する活動を行う団体を除く。以下この条において同じ。）は、春日部市市民活動総合補償制度登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び活動内容を調査し、春日部市市民活動総合補償制度登録通知書（様式第2号）により市民団体に通知するものとする。

3 市長は、市民団体が市民活動を行う団体としての要件を欠いたとき、又は登録団体として適切でないと認めたときは、登録を取り消すことができる。

4 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、春日部市市民活動総合補償制度登録取消通知書（様式第3号）により市民団体に通知するものとする。

(事故報告)

第9条 市民団体は、市民活動中に事故が発生したときは、直ちに市長に連絡し、その後速やかに春日部市市民活動総合補償制度事故報告書（様式第4号。以下「事故報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

(事故判定)

第10条 市長は、前条の事故報告書を受領したときは、当該事故が市民活動中のものであるかどうかを審査し、判定するものとする。この場合において、判定結果については、春日部市市民活動総合補償制度適用・否適用決定通知書（様式第5号）により市民団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による判定について必要と認める場合は、当該事故に関する審査を行う春日部市市民活動事故調査委員会（以下「委員会」という。）を開催するものとする。

(事故証明)

第11条 市長は、当該事故が市民活動中のものであると判定した場合は、春日部市市民活動総合補償制度事故報告書兼事故証明書（様式第6号）を損害保険会社に提出するものとする。

(請求の手続)

第12条 損害賠償責任事故に係る請求は、被保険者と被害者との間で法律上の問題が解決した後、被保険者が市を経由し保険会社に春日部市市民活動総合補償制度請求書をもって、

請求するものとする。

- 2 傷害事故及び疾病事故に係る補償金の請求は、死亡補償にあつては被補償者の法定相続人が、負傷に係る補償にあつては被補償者が、市に請求するものとする。この場合において、後遺障害補償に係る補償金の請求は当該障害の症状が固定した後に、入院及び手術補償に係る補償金並びに通院補償に係る補償金の請求は、入院又は通院が終了した後に行うものとする。

(支払方法)

第13条 市は、前条の規定により請求があつたときは補償金相当分を保険会社に保険金として請求し、保険会社は、市が指定した金融機関の口座に当該保険金を振り込むものとする。

- 2 前項の手続により保険会社が保険金を支払ったことをもって、市が補償を行ったものとする。

(支払通知)

第14条 保険会社は、前条の規定により当該保険金を支払ったときは、速やかに支払通知書を市および請求者に通知するものとする。

(約款等との関係)

第15条 この要綱に定めるもののほか、総合補償制度の運用に関し必要な事項として約款等に規定のあるものは、当該規定を適用するものとする。

(庶務)

第16条 市民活動総合補償制度に関する庶務は、市民生活部市民参加推進課において処理する。

(その他)

第17条 この要綱及び約款等に定めるもののほか、総合補償制度の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

(春日部市市民活動総合補償制度要綱の廃止)

- 2 春日部市市民活動総合補償制度要綱（平成21年3月31日制定）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の規定は、平成25年5月1日以後に発生した事故について適用し、同日前に発生した事故については、なお従前の例による。

別表第 1（第 5 条関係）

損害賠償責任事故

区分	補償限度額
身体賠償	1 人につき 5, 0 0 0 万円 1 事故につき 2 億円
財物賠償	1 事故につき 5 0 0 万円
保管物賠償	1 事故につき 3 0 0 万円

- 1 免責金額は、1 事故について身体賠償、財物賠償はそれぞれ 1, 0 0 0 円、保管物賠償は 5, 0 0 0 円とする。
- 2 生産物賠償（食中毒事故等）の補償限度額については、身体賠償、財物賠償及び保管物賠償について 1 事故の補償限度額と同額とする。

別表第 2（第 6 条関係）

傷害補償事故（1 人につき）

区分	傷害事故	熱中症等
死亡補償（傷害を被り、事故の日からその日を含めて 1 8 0 日以内に死亡したとき。）	5 0 0 万円	3 0 0 万円
後遺障害補償（傷害を被り、事故の日からその日を含めて 1 8 0 日以内に後遺障害が生じたとき。）	1 5 万円～5 0 0 万円	9 万円～3 0 0 万円
入院補償（事故の日からその日を含めて 1 8 0 日以内の入院で、1 8 0 日を限度）	1 日 3, 0 0 0 円	1 日 3, 0 0 0 円
手術補償（入院し、その傷害の治療のために事故の日からその日を含めて 1 8 0 日以内に受けた手術）	手術の種類に応じ、入院補償日額の 1 0 倍、2 0 倍又は 4 0 倍の額	手術の種類に応じ、入院補償日額の 1 0 倍、2 0 倍又は 4 0 倍の額
通院補償（事故の日からその日を含めて 1 8 0 日以内の通院で、9 0 日を限度）	1 日 2, 0 0 0 円	1 日 2, 0 0 0 円

- 1 入院補償及び通院補償は、1 日目から給付する。
- 2 入院・通院補償の支払いは、入院・通院合わせて 1 8 0 日を限度とする。